

## 指名競争電子入札共通事項

登米市から電子入札により執行される案件の指名通知を受けた者は、下記事項を精読のうえ入札すること

- 1 次のいずれかの理由により電子入札システムを使用できない場合は、登米市ホームページから「紙入札参加承諾願」を取得し開札日前日までに提出すること。承諾願が提出された場合には、入札手続に支障がないと判断したときに限り紙入札による参加を認め、その旨を通知するものとし、紙入札による参加を認めない場合にあつては、理由を付してその旨を通知するものとする。
  - (1) 電子計算機の障害等により、入札期間の末日までに電子入札を使用した手続きを行うことが困難である場合
  - (2) ICカードが失効、破損等により使用できなくなった場合
  - (3) ICカードに係る変更手続きにより、入札期間の末日までに電子入札を使用した手続きを行うことが困難である場合
  - (4) その他、特に必要と認められる場合
- 2 契約の内容に適合した履行を確保するため最低制限価格を設定する。
- 3 入札保証金は免除する。
- 4 契約金額が130万円を超える場合は、契約保証金を納付すること。ただし、役務の提供の場合は除く。
- 5 前払金は契約金額130万円以上となる場合に支払う。ただし、役務の提供の場合は除く。
- 6 仕様書等に関する質問書は、指名通知記載の期限までに、電子入札システムへ入力すること。電子入札システムで回答する。ただし、紙入札参加を承諾された者は登米市契約検査室契約係の指定する方法（持参又はFAX等）により質問すること。閲覧所、FAX等で回答する。
- 7 開札への立会は任意であり、希望するものは、開札立会に関する委任状を持参すること。
- 8 登米市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年登米市告示第227号）第3条に該当するときは、入札に参加することができない。なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。
- 9 入札書の受付を締め切った時点で、入札者が1人の場合は、開札を取りやめる。
- 10 落札決定にあたっては、最低制限価格以上予定価格以下の範囲内で最低の価格を入札した者を落札者とし、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 11 1回目の入札において、予定価格に達しないときは、2回に限り再度の入札を行う。
- 12 舗装工事で特記仕様書に舗装自社施工の制限がある場合は、契約締結時に舗装自社施工能力を確認するための資料の提出を求めることがある。

令和5年4月1日  
登米市契約検査室